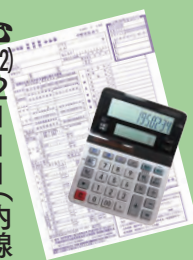


# 税の申告のポイント

問 市・県民税：税務課課税係  
問 所得税など：信濃中野税務署

☎ 221111 (内線225)  
☎ (22) 3151



## 申告に必要なもの

- ① 市・県民税申告書
- ② 所得が明らかにできるもの（給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書）
- ③ 収入や必要経費を記入した収支内訳書（営業・農業・不動産所得がある場合）
- ④ マイナンバー（個人番号）確認書類と本人確認書類
- ⑤ 社会保険料などが分かるもの（生命保険、国民年金保険料控除証明書など）
- ⑥ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書などは、医療費控除を受ける方は障害者手帳などは障害者手帳など
- ⑦ 障害者控除を受ける方は障害者手帳など
- ⑧ 印鑑
- ⑨ 申告者の金融機関口座が分かるもの（還付申告の場合）

## ④ マイナンバー（個人番号）確認書類と本人確認書類

☑ チェック

本年から郵送などで申告書を提出する際は、申告書へのマイナンバー記載と本人確認書類の写しの添付が必要になります。なお、市・県民税申告を申告相談会場で行う方は、本人確認書類の提示までとなります。

### ☑ 本人確認書類とは

#### マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認書類になります。

#### マイナンバーカードをお持ちでない方

##### 番号確認書類

- 通知カード
- 住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）などのマイナンバーが確認できる書類のうちいずれか1つ



##### 身元確認書類

- 運転免許証
- パスポート
- 健康保険の被保険者証などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの写しを添付する場合は、両面をコピーしてね！



## ⑤ 社会保険料などが分かるもの (生命保険、国民年金保険料控除証明書など)

☑ チェック

生命保険料、地震保険料、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料なども控除の対象になります。

### ☑ 申告書の『社会保険控除』に記入する金額の注意点

#### 年金から保険料が天引き（特別徴収）されている方

日本年金機構などから通知される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料の金額」が、控除の対象となります。

※「社会保険料の金額」欄に記載される金額には、介護保険料のほか、同じ年金から特別徴収されている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が含まれます。

※年金の受取人以外の控除はできません。

※課税対象にならない年金は、源泉徴収票が送付されません。特別徴収された介護保険料などの確認が必要な方は、担当課へお問い合わせください。

#### 納付書、口座振替でお支払い（普通徴収）されている方

##### 納付書で納入されている方

保険料などの領収書（平成28年1月1日から12月31日までの領収印が押されているもの）の金額が控除の対象となります。

##### 口座振替により納入されている方

預金通帳の引き落とし額（平成28年1月1日から12月31日までに引き落とされた保険料）が控除の対象となります。

↓ 要介護認定を受けている方は、こちらもご確認ください。

障害者控除対象認定書を交付しています

市では、65歳以上の要介護認定者（要支援認定者は除く）からの申請に基づき、身体障がい者などに準ずると認められる場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

税の申告をされる方で、次の全てに該当し、まだ認定書の交付を受けていない方は、お問い合わせください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
- 原則65歳以上で、要介護認定を受けている方（要支援認定者は除く）
- ※65歳未満で、要介護認定を受けている方は、お問い合わせください。

問い合わせ先

- マイナンバーカードについて  
市民課窓口係  
☎(22) 2111 (内線 274)
- 介護保険料について  
高齢者支援課介護保険係  
☎(22) 2111 (内線 365)
- 障害者控除対象認定書について  
高齢者支援課長寿福祉係  
☎(22) 2111 (内線 243)
- 後期高齢者医療保険料について  
福祉課国保医療係  
☎(22) 2111 (内線 304)

よくある質問 Q&A

Q 本人が死亡したときの市・県民税はどうなるの？

A 平成29年1月2日以降にお亡くなりになった場合は、平成29年度の市・県民税まで課税されます。

この場合、相続人に納税義務が継承されます。

Q 平成29年度課税の改正点はありますか？

A 給与所得控除の上限額が変更になります。

給与収入額1500万円  
(控除額245万円)

← 給与収入額1200万円  
(控除額200万円)

Q パートで働いているが、課税されるの？

A パートの給与収入額が93万円を超え、扶養控除やその他の所得控除がない場合は、市・県民税の均等割が課税され、さらに103万円を超えると、所得税が課税されます。

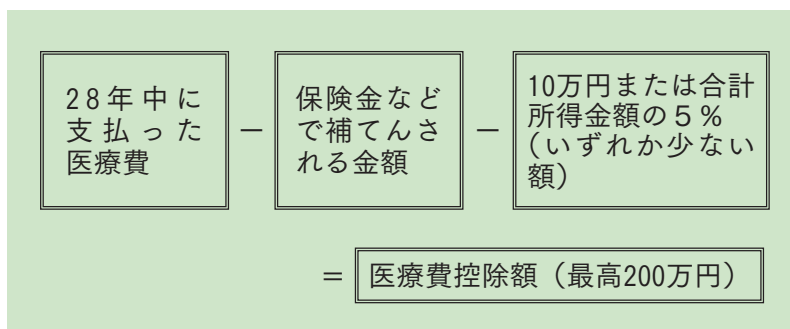
また、配偶者のパートの給与収入額が103万円以下であれば配偶者控除を、

(表) 非課税の限度と配偶者控除適用の関係表

パート収入額	パートで働いている方など		配偶者控除を受ける方	
	市・県民税 均等割	所得税 所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	非課税		受けられる	受けられない
93万円超100万円以下	非課税			受けられる
100万円超103万円以下	課税		受けられない	受けられる
103万円超141万円未満	課税			受けられない
141万円以上	課税		受けられない	

103万円を超え141万円未満の場合は配偶者特別控除を受けられません（配偶者特別控除の適用は、配偶者控除を受ける方の合計所得が1000万円以下である場合）。非課税の限度と配偶者控除などの適用の関係は表のとおりです。

※医療費控除の対象になるものなど、不明な点がありましたら税務課へ、お気軽にお問い合わせください。



(図) 医療費控除の計算方法 (控除額は最高200万円)

Q 医療費控除について教えてください

A 医療費控除とは、納税者本人や生計を一にする配偶者および親族の医療費を、その納税者が負担した場合に、図の算式で計算した金額を所得金額から差し引くことができます。